

業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和8年度人の魅力が人を呼び込む関係人口連鎖業務委託

2 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が受託業者（以下「乙」という。）に委託する「令和8年度人の魅力が人を呼び込む関係人口連鎖業務委託」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

3 事業の趣旨

本県の関係人口の創出を図り、将来的な移住に繋げるためには、地域の魅力を高め、県外の方が地域に関わるための機会を提供することが重要である。

本業務は、地域キーパーソン※1の活動を紹介するサイトの運営や地域キーパーソンとの交流を促進することで、地域キーパーソンを通じた福島との関係性の深化を図ることを目的とする。

また、ふくしま創生総合戦略（令和7年3月策定）の基本理念である「連携・共創による「福島ならではの」の県づくり」を推進するため、本業務において、更なる関係人口の創出を図るべく、福島との関係性が薄い層からのファン獲得に向けた取り組みを強化し、地域キーパーソンと連携した首都圏セミナーの開催や、地域キーパーソンの活動現場に触れる県内ツアーを開催することで福島県の魅力を効果的に発信し、「人の魅力が人を呼び込む「あこがれの連鎖」の実現を目指す。

※1 本業務における地域キーパーソンは、福島県関係人口ポータルサイト「ふくしまと関わるRoom! (<https://link-fukushima.com/>)」の掲載者（予定含む）をいう。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

5 委託業務の概要

- (1) サイトの運営管理
- (2) 地域キーパーソンの掘り起こし、取材及び記事の作成
- (3) 地域キーパーソンの魅力発信
- (4) 地域キーパーソン同士のネットワーク構築
- (5) My ふくしま Up Date 事業
- (6) 事業参加者のフォローアップ
- (7) 事業の効果検証

6 委託業務の内容

(1) サイトの運営管理

地域キーパーソンの活動を紹介するポータルサイトを運営管理すること。なお、既存サイトを継続して運営する場合は、「福島県関係人口ポータルサイト」という名称については変更を行う

こと。また、新たにサイトを制作することも可とする。

① サイトの運営

サイト閲覧者が地域キーパーソンと関係性を深められる機能を付与すること。サイト訪問者（以下、「ユーザー」という。）が地域キーパーソンの活動への関わりを容易にするため、関わり方を「買う」・「訪れる」・「住む」・「交流する」などに分類するとともに、次の例示を参考に、サイト内で外部リンクを設定すること。ただし、単なるリンク設定の羅列ではなく、ユーザーがキーパーソンの活動を知ること、で、「買う」、「来県する」、「居住する」、「交流する」など、具体的な応援行動や関わりを促進するため、サイトのデザインやリンク誘導の手法を工夫すること。

（参考例）

- ・キーパーソンが取り扱う農産物や工芸品等を購入できるオンラインショップへの誘導
- ・キーパーソンが実施するイベントや地域コミュニティ活動への誘導
- ・既存サイト：「ふくしまと関わる Room！」：<https://link-fukushima.com/>

② 問合せへの対応等

サイトから問い合わせがあった場合は仲介するとともに、アクセス等の状況について、四半期ごとに甲へ報告すること。なお、好事例については速やかに甲へ報告すること。

③ 甲が新たに整備を予定している「関係人口ポータルサイト」との連携

甲が別に実施予定の事業において、福島県との関係人口創出に係る内容を集約したポータルサイトを整備する予定であることから、当該サイトへの掲載情報のデータ提供や関係者との調整等、必要な協力を行うこと。なお、具体的な対応については甲と協議の上実施するものとする。

（2）地域キーパーソンの掘り起こし、取材及び記事の作成

① 地域キーパーソンの新規掲載（10名程度を想定）

サイト内で紹介する地域キーパーソンの具体的な人物名及び活動概要等を提案し、紹介のための記事を作成すること。

掲載者は、契約後、甲乙協議の上、決定するものとする。

※地域キーパーソンの例

移住者の受入団体、地域の課題解決に取り組む起業家、地域コミュニティの活性化に関する活動をしている方、伝統工芸に携わる職人、農産物の生産者など

② 地域キーパーソンの情報更新

サイトに掲載している地域キーパーソンの情報は適宜、情報の更新を行い、更新がある場合は、掲載者と連絡調整すること。

本業務を実施するにあたり、甲の他事業や市町村の事業等とも連携して情報を掲載すること。

（3）地域キーパーソンの魅力発信

① 地域キーパーソンの魅力発信

地域キーパーソンと連動した効果的な情報発信（HP、Instagram、YouTube等を想定）やSNS広告等で発信を行い、福島県の人々の魅力の認知拡大を図る。

広報媒体に必要なバナー等の制作物を作成すること。なお、地域キーパーソンがSNS等で活用することも想定して作成すること。

② ショート動画の制作（20本程度を想定）

地域キーパーソンの活動を紹介するショート動画（30 秒～1 分程度を想定）を制作すること。
ショート動画制作にあたっては、映像ソフト動画制作・企画、企画に基づく情報収集、構成、演出、撮影、編集（ナレーション、テロップ、BGM 等を含む）等を行うものとする。

ショート動画制作の企画内容（候補者、コンテンツ概要等）について提案すること。

③ 広告配信

サイトの認知拡大、新規ユーザーの獲得を目的に、主に首都圏在住の地方移住や二地域居住に興味関心のある層等をターゲットとした Web 広告や SNS 広告を実施すること。

なお、有料広告については、費用対効果がわかるように、活用する広告媒体及び単価、効果を提案書に明示すること。なお、実施する手法に合わせて甲と協議の上決定する。

（４）地域キーパーソン同士のネットワーク構築

地域キーパーソン同士の横のつながりを創出することを目的として、以下の内容を踏まえ、開催内容について具体的に提案すること。

- ・開催回数 1 回程度
- ・開催場所 県内（手法：対面）
- ・更なるつながりや相乗効果を創出するため、想定する地域キーパーソンやジャンル、交流会の企画を提案すること。
- ・開催にあたって、乙は会場の手配・参加者の調整、資料作成等を行うものとする。

（５）My ふくしま Up Date 事業

福島に関心が薄い層をターゲットとして、地域キーパーソンと連携した首都圏セミナー開催や地域キーパーソンの活動現場に触れるツアーを県内で開催すること。

① 企画立案

- ・本業務の目的は、福島ならではの魅力である地域キーパーソンと連携し、主に首都圏の若い世代（20～30 代）と本県との継続的な関係を創出し、単発的なイベント開催ではなく、福島の人の魅力を通じて新たな人を呼び込み、好循環を創出するプロジェクトであることを十分に理解した上で、プロジェクトの企画を提案すること。
- ・イベント全体の実施計画及び工程表を作成すること。
- ・事業の周知にあたっては、デジタル媒体等で広く周知するほか、地域キーパーソンとの連携や乙のネットワークの強みを生かした具体的な広報方法について提案すること。
- ・参加者が事業終了後も継続的に本県との関係を構築する仕組み等を提案すること。

② 実施内容

ア プロジェクトに関する説明会

多くの参加者を募るため、本事業のプロジェクトに関する説明会を開催すること。

- ・時期：5～6 月想定
- ・手法：オンライン開催
- ・内容：プロジェクトの趣旨、首都圏セミナー及び県内ツアーのスケジュール等を説明。
- ・視聴者数は、イ及びウを踏まえ、適切に設定すること（目標：50 名以上）

イ 首都圏セミナー

- ・セミナー回数：5 回程度を想定

- ・参加者：50名程度／回を目標とする
- ・時期：6～9月想定
- ・開催手法：都内開催（オンライン併用も可）
- ・ゲスト：地域キーパーソンや令和7年度に本事業に参加した方など2～3名程度／回。
- ・各回ファシリテーターを配置することとし、候補者を提案すること。
- ・ゲスト及びファシリテーターに対する謝金及び交通費は委託料から支払うこと。
 なお、必要に応じて文書にて出演の承諾を得るとともに、出演依頼が直前にならないようにするなど、県の事業であることを踏まえ、丁寧に対応すること。
- ・地域キーパーソンの活動内容に関し、福島との関係性が薄い層が興味関心を示すテーマを設定すること。なお、一方的に情報を伝達する形式ではなく、参加者の関係性が深化する企画（企画会議、ワークショップ等）とし、県内ツアーとの連動を想定して提案すること。
 （テーマの例）クラフトビール、アウトドア、アート、ゲストハウス、起業等をテーマにイ・ウを連動させ、アウトプットを意識したテーマを設定すること。

ウ My ふくしま Up Date ツアー（県内開催）

- ・ツアー回数：1回程度を想定（2泊3日を想定）
- ・時期：9月～10月想定
- ・ツアー参加者：30名程度を想定。
 参加者同士の交流が深まるよう年代等の属性を配慮し、3チーム程度（1チーム10名程度）に分け、首都圏セミナーで紹介した地域キーパーソンの魅力や実情に触れ、参加者が福島情報をアップデートし、ツアー終了後に参加者それぞれと福島との関わりが深化するようなコンテンツを企画すること。
- ・ツアーの受入を対応いただく地域キーパーソンの報償費、材料費等は乙が地域キーパーソンとあらかじめコンテンツを調整した上で、負担すること。
- ・参加者が支払う費用のうち、ツアーに参加するための旅費や宿泊費、活動経費等について、委託料の中から一定額を補てんしても構わない。ただし、観光目的とならないよう県内までの交通費は自己負担とし、ツアー参加費を徴収することを推奨する。（参加費五千元～一万円を想定）
- ・ツアー最終日は、各チームの参加者及び地域キーパーソンが一堂に会する意見交換会を開催すること。参加者は、地域キーパーソン10名程度を含め、合計40名程度を想定すること。
 なお、意見交換会に参加する地域キーパーソンの旅費・報償費等について、ファシリテーター等の業務として依頼する場合は、乙が負担すること。
- ・意見交換会は、参加者が県内ツアーを通じて得られた情報を他チームに共有し、参加者同士の交流による新たな動きの創出等を目的とした企画とすること。
 （例：ツアー参加者が訪問の様子を撮影したVLOGを制作し、他チームに共有など）
- ・実施に当たっては、マニュアル作成、会の進行、運営等の一切を行うこと。
- ・参加者に対して、イベントの満足度や課題の他、イベント参加を契機とした福島との関わり方の行動変容等に関するアンケート調査を実施すること。
- ・ツアーの現地対応ができる体制や人員を確保すること。また、ツアー参加者及び対応いただくキーパーソンの安全確保・負担軽減等に際して必要な措置については、甲乙協議の上

で適宜実施すること。

エ 広報等

- ・ア～ウの実施にあたり、福島に関心が薄い層に参加いただくための広報手段やインフルエンサーの活用など、効果的な情報発信について提案すること。
- ・参加者とのつながりを継続するため、本事業の取り組みを参加者へ共有すること。なお、共有に当たっては、参加者においても発信できるよう工夫して実施すること。

オ その他

- ・事業の円滑な運用を行うため、上記以外の事業企画があれば提案すること。

(6) 事業参加者のフォローアップ

(5) のイベント後、参加者が地域キーパーソンと継続して関係を維持できるようフォローアップをすること。フォローアップについては、地域キーパーソンが主催するイベント情報の発信やコミュニティ形成支援の他、小規模な交流イベントの開催や参加者による自主企画の情報収集など、プロジェクト参加者と地域キーパーソンの関係性が継続する手法及び目標を提案すること。また、事業参加者の中から首都圏で本県の魅力を紹介し、福島の地域活性化のために活動する「首都圏キーパーソン」を創出するよう継続してフォローアップすること。なお、詳細については、甲乙協議の上で決定する。

(7) 事業の効果検証

- ・サイトについて、アクセス数やセッション時間、外部リンク先への流出数等の解析を随時実施し、流入数の増加や回遊性の向上に努めること。
- ・事業参加者や協力者等にアンケートやヒアリングを行い、事業の効果検証を実施すること。
- ・効果検証結果は、協力者等へ共有し、事業改善や効果的な広報に反映させること。

7 実施体制・業務主任等

- (1) 乙は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 乙は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、事前着手前に書面で甲に通知したうえで、甲との協議や打ち合わせ等に出席させるものとする。
- (3) 乙は、各事業実施における主たる責任者を定め、甲との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。
- (4) 事業実施にあたっては関係機関と密に連携し、甲の他事業やその受託事業者等とも連携すること。

8 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における甲の職員の旅費及び甲が行う広報経費等は除く。また、ツアーにおいて、参加者等が移動するためのバス及び意見交換会における来賓控室の使用が見込まれるため、留意すること。

9 事業報告書の提出

以下のとおり事業報告書の提出をすること。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第 21 条から 28 条に定める全ての権利を含む）は甲に帰属するものとする。

- (1) 実績報告書

本業務の実施内容を記載した実績報告書を提出すること。(紙1部及びデータ提出)

- (2) その他、甲が必要と認める資料

10 仕様の変更等

- (1) 仕様の変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

- (2) 業務内容の数量未達の場合の対応

委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、甲と乙が協議の上、同等の内容、活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

- (3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙が協議して対応するものとする。

11 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる甲等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (3) 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。(月1回程度)
- (4) 本業務の実施に当たっては、関係市町村等と連携しながら実施すること。
- (5) 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、甲に適宜連絡すること。